

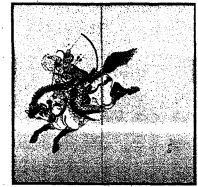
博物館研究

vol.55 No.2 (No.620)

MUSEUM STUDIES

表紙：流鏑馬之図
楊洲周延、明治43(1910)年、紙本着色、二曲一隻、
167.5×167.0cm
[上越市立歴史博物館]

Cover photo: Horseback archery
Yoshu Chikanobu, 1910, Color on Paper, pair of folding screens,
H167.5xW167.0cm
(Joetsu City History Museum)



Contents

特集「観光と博物館(2)」

The special issue "Sightseeing and museums (2)"

近年、観光の多様化とともに観光による地域活性化など、博物館に対する期待が高まっている。今回の特集では、多様化する観光に対し、博物館としてどのように取り組んでいけばよいか、有識者の方からご寄稿していただいた。

- 04 巻頭エッセイ 稼ぐ文化の時代と博物館 石森秀三
Opening essay / Age of earning from culture and museums / ISHIMORI Shuzo
- 06 博物館政策の推進とその中での観光政策との連携 榎本剛
Promotion of museum policy and connection with tourism policy is maintained in it / ENOMOTO Tsuyoshi
- 11 「北海道はゴールデンカムイを応援しています。スタンプラリー」による博物館を活用した北海道の観光施策 田中洋一
Hokkaido tourism policy utilizing museums by "Hokkaido supports Golden Kamuy—Stamp Rally" / TANAKA Hirokazu
- 15 博物館は観光資源のバックボーン 龍善暢
Museums are backbones of tourism resources / TATSU Yoshinobu
- 18 地域の魅力を引き出す博物館—長野市を例にして 田辺智隆
Museums bringing out charm of the region—taking Nagano city as an example / TANABE Tomotaka

Report

- 22 海外博物館だより アメリカ合衆国の博物館における鉱物事情—ロサンゼルス自然史博物館とツーソンGem & Mineral Showを訪れて 門馬綱一
The report from foreign museums / Collection building of minerals and outreach activities in American museums -Visiting experience of the Natural History Museum of Los Angeles County and Tucson Gem and Mineral Show / MONMA Koichi
- 25 支部情報 北信越支部 長岡市立科学博物館のあゆみとリニューアル 小熊博史
The report recommended by Hokushinetsu Branch / History and renewal of the Nagaoka Municipal Science Museum / OGUMA Hiroshi
- 29 コレクション 楊洲周延「流鏑馬之図」 荒川将
Collection / "Horseback archery" by Yoshu Chikanobu / ARAKAWA Masashi

Today's Museum 2月のもよおし

- 30 展覧会
Schedule of exhibitions in February
- 45 普及活動
Educational activities
- 47 アンテナ
Information
- 49 新入会員館園紹介(令和元年度)
Introduction of new members in 2019 of Japanese Association of Museums
- 50 編集後記
Editor's postscripts

博物館政策の推進とその中での観光政策との連携

文化庁企画調整課長

榎本 剛

観光と博物館という観点から拙文を寄せるに当たり、まず、博物館政策に関する最近の動向とそれに伴う深い令和2（2020）年度予算案を紹介する。その上で、博物館政策の要素の一つである観光政策の連携の重要性を述べてから、新たに取り組もうとしている施策の現状を記したい。

なお、博物館政策については、「博物館研究」の前号（令和2年1月号）で「基調講演『新たな文化庁の挑戦』」として、その基本的な方向性を紹介していただいております。是非あわせて御覧いただくことで、文化庁が博物館の多様性を前提とした政策立案を構想しているところを御理解いただきたい。

1. 博物館政策の動向と予算案

(1) 文化庁の任務拡大と博物館施策の所管

文化庁が発足したのは、昭和43（1968）年であり、その時点の文化庁の任務として、文部省設置法に「文化の振興及び普及」「文化財の保存及び活用」「宗教に関する国の行政事務」の3つを規定していた。

それからちょうど50年を経て、平成30（2018）年に、文化庁の機能強化を目的とした文部科学省設置の改正があり、そのときから、文化庁の任務は「文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進」「国際文化交流の振興」「博物館による社会教育の振興」「宗教に関する行政事務」の4つとなっている。このうち国際文化交流の振興は平成13（2001）年に追加されており、追加されたのは、（文化の振興のほかの）「文化に関する施策の総合的な推進」と、「博物館による社会教育の振興」の2つである（なお、従前の「文化財の保存及び活用」は、文化の振興の概念に包含されている）。このうち「文化に関する施策の総合的な推進」は、政府における各省庁の施策のうち文化に関するものを取りまとめる機能を新たに文化庁に付与したものである。その背景として、平成29（2017）年に「文化芸術振興基本法」が改正され「文化芸術基本法」となった際に、「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」と明記されたことが挙げられる。また、「博物館による社会教育の振興」は、文部科学省が所管する「社会教育の振興」のうち博物館に関する機能を文化庁に移管し、それまで

文化庁も文化振興の観点から博物館政策に大いに関わっていたが、これら博物館政策が文化庁に一元化されたものである。

博物館政策が文化庁に一元化されて以降も、博物館が、博物館法に掲げる「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」（第2条）であることに変わりない。このことは昨年令和元（2019）年6月の地方分権一括法により、公立博物館について、一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の長が所管することが可能となってからも同様である。全国の博物館は、様々な活動を通じて、社会教育や学術の発展に寄与しており、また、文化施設として地域の文化芸術を発信する核となりながら、新たな文化創出につながる拠点となっている。博物館政策はこうした状況を念頭に立案されており、中でも、博物館を取り巻く環境が大きく変わってきたことを意識した施策の立案が一層欠かせなくなっている。

(2) 博物館部会の発足

令和元年11月、文化審議会に「博物館部会」が新設され、博物館の総合的な検討がはじまった。こうした検討の場が設けられたのは、前回、平成20（2008）年の博物館法改正以来、約10年ぶりであり、今後、博物館に関する議論が恒常的になされることを通じて、博物館政策が一層充実していくことが期待される。

博物館部会の方向性として、（ア）ICOM京都大会での国際的な議論の国内への反映、（イ）前回の博物館法改正後のフォローアップを踏まえた検討、（ウ）博物館を取り巻く今日的な課題への対応、の3点を重視することとなっている。

その中でも、（ア）（イ）に関し、博物館の制度と運営に関する幅広い課題は、一定の期間をかけて整理・検討することとされ、その検討に先駆けて、博物館に係る各種法律を俯瞰する図が博物館部会で提示されている（図1）。博物館に関する法令は、博物館法だけでなく、

- ・教育基本法からはじまる社会教育の観点からの法令、
- ・文化芸術基本法からはじまる文化芸術の観点から



図1 博物館に係る法律の俯瞰

の法令、

など多岐にわたっており、今後、これらの法律関係を丁寧に整理していくことが期待される。

また、(ウ)に関し、博物館の振興施策は、今日的な課題も踏まえながら整理・対応することが期待されており、そのうち観光・まちづくりとの連携施策について機動的な体制も整えて集中的に検討することとされ、これについて、4. 以下で述べる。

2. 令和2年度の文化庁における博物館関係予算

令和2年度の文化庁予算案では、これまでになく博物館政策の充実が意識され、以下のような構成となった。

(1) 博物館文化拠点機能強化プラン (20億円)

従来、文化庁の博物館関係予算は、博物館向けの補助金や、学芸員の研修など、事項ごとにバラバラに掲載されていたが、これらを「博物館文化拠点機能強化プラン」としてパッケージ化し、その総額を20億円とした。令和元年度の博物館関連予算の合計が11億円だったのと比較して、ほぼ倍増となった。主な事業は以下のとおりである。

①地域と共働した創造活動支援事業 (3.8億円)

博物館の資源を活用して、地域文化の発信、学校や地域連携など、コミュニティ形成等に貢献する事業や、博物館が観光・まちづくり・国際交流などの地域連携に貢献するスタートアップ的な活動を支援する。比較的小規模な博物館でも利用しやすい事業である。

②博物館クラスター推進事業 (14.9億円)

博物館を中核とした文化クラスター(文化集積拠点)による地域文化資源の整備を支援するものとして、平成30年度に開始した事業である。3年目となる令和2年度から、

- ・地域の観光や産業界との連携のためのコーディネーターや、博物館の魅力を高めるための学芸員やインバウンド支援の職員の配置、
- ・コレクション磨き上げ(調査、データベース整備、多言語等)、展示環境改善、多様な来館者のための利便性向上、

など来館者の受入と満足度を一層高めるべく予算を増額して、博物館と地域の観光政策との連携が一層進むよう支援をする。これらは後述の「文化観光拠点施設」の制度と連動して実施する。

③博物館人材養成・質の向上 (0.6億円)

学芸員の資格認定試験の実施(例年約100名受験、40名程度認定)に加え、学芸員等の研修(館長研修(就任1~2年目)、専門研修(中堅レベル学芸員)、マネジメント研修(管理職)、エデュケーション研修(教育普及担者))を実施する。また、学芸員の海外研修について、派遣員数を増加(年間5~10名)するとともに、派遣期間中の後補充の人員費も支援する。

④博物館レガシー基盤強化 (0.3億円)

博物館制度に関する調査研究を行い、博物館部会の審議に反映させる。また、PPP等による持続可能な博

表 博物館の年間入館者の分布

	N =	平成24年度年間入館者数 (%)										無回答	
		5千人未満	5千人～1万人未満	1万人～3万人未満	3万人～5万人未満	5万人～10万人未満	10万人～20万人未満	20万人～30万人未満	30万人～50万人未満	50万人～100万人	100万人以上		
全体	2,258	25.3	13.6	23.3	8.5	9.6	8.0	3.3	2.5	1.8	1.0	3.2	
館種	総合	109	10.1	8.3	28.4	12.8	20.2	9.2	2.8	2.8	1.8	0.0	3.7
	郷土	285	47.7	15.8	23.5	4.9	3.5	1.8	0.4	0.0	0.0	0.0	2.5
	美術	473	17.8	12.7	23.7	9.5	12.7	9.5	4.4	2.7	1.7	0.8	4.4
	歴史	1,048	30.5	16.4	25.4	8.2	7.9	5.8	1.2	1.0	0.3	0.6	2.6
	自然史	92	15.2	15.2	22.8	13.0	12.0	8.7	2.2	3.3	2.2	1.1	4.3
	理工	103	1.9	4.9	14.6	14.6	19.4	22.3	12.6	4.9	3.9	1.0	0.0
	動物園	43	0.0	0.0	4.7	0.0	2.3	20.9	18.6	25.6	20.9	7.0	0.0
	水族館	53	1.9	0.0	3.8	3.8	9.4	15.1	17.0	13.2	13.2	15.1	7.5
	植物園	40	7.5	5.0	22.5	10.0	10.0	20.0	10.0	2.5	5.0	0.0	7.5
	動水植	12	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	25.0	0.0	16.7	25.0	0.0	16.7

日本博物館協会「平成25年度日本の博物館総合調査報告書」

博物館運営の研究に着手する。海外ネットワーク構築のため、国際会議等に専門家を派遣し、博物館政策の国際的な議論に参画・貢献する。

(2) 文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備

文化庁予算に加えて、国際観光旅客税財源を原資とするインバウンド受入環境整備でも、新たに博物館支援事業が導入されることとなった。

①地域ゆかりの文化資産展示支援（「日本博を契機とした観光コンテンツの拡充」の一部）（45億円の内数）

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財について、地方博物館での展示を支援する。

②博物館等のインバウンド強化（18億円）

地方の博物館・美術館における多言語整備、キャッシュレス化・チケットレス化等、夜間開館等にあわせたコンテンツの造成のための取組を支援する。

- ・多言語化の整備（「文化財多言語解説整備事業」の一部）
- ・キャッシュレス・チケットレス化、Wi-Fi等来館者の利便性向上
- ・夜間開館等にあわせたナイトタイムコンテンツ造成

(3) そのほかに注目される予算

文化庁予算では、(1)に挙げたものに加え、博物館における防災支援や文化財レスキューの取りまとめを担う「文化財防災ネットワーク」に関し、これまで一年ごとの補助金による予算措置だったのを改め、国立文化財機構の恒常的な組織として予算措置することとなった。

また、国立アイヌ民族博物館が、令和2年4月、北海道白老町に開館することとなり、その管理運営等として13.8億円が措置された。国立アイヌ民族博物館は、アイヌ文化の継承と創造の役割、社会教育施設としての役割、観光拠点としての役割など、複数の目的を統合的にあわせもつものとして整備を進めている。

3. 博物館政策と観光政策の連携

(1) 博物館政策と観光政策を共に進めることの重要性

上記のとおり、今後の博物館政策は、社会教育の振興を大事にしつつ、文部科学省設置法改正前から文化庁で担ってきた文化振興の観点からも一層進展を図り、さらに、文化庁の新たな任務である観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育などとの連携も一層大事になってくると想定される。冒頭に述べた文化芸術基本法が「文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要」と述べるとおり、各博物館でも、一人でも多くの人々に興味を持って来館してもらいながら、様々な分野に貢献していくことで、博物館の魅力や価値が共有され、その活動を継承・発展させ、持続的な運営につなげていく好循環を生み出すことが期待される。

こうした文脈の中で、博物館政策と観光政策との関係もクローズアップできる。そこで、令和元年11月、文化庁と観光庁の合同により「文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議」が発足している。この場合の「文化観光」の用語は、平成24（2012）年の政府の「観光立国推進基本計画」に「文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である」との記載があるのを参照している。すなわち、文化観光を「文化資源の観覧など文化についての理解を深めることを目的とする観光」、言い換えれば、観光を文化の理解を深めるための方策と捉えて、積極的な政策立案に着手することとしたものである。

(2) 観光振興の観点からみた博物館

ここで博物館の入館者関係の統計を少し紹介する。

海外の博物館の年間入場者数は、ルーブル1,020万人、中国国家博物館861万人、メトロポリタン美術館736万人、バチカン美術館676万人となっている（米国エイコム社「テーマパーク・博物館インデックス2018」）。

また、総合ユニコム社「月刊レジャー産業資料2019年9月号」は、国内の「ミュージアム」の年間入館者

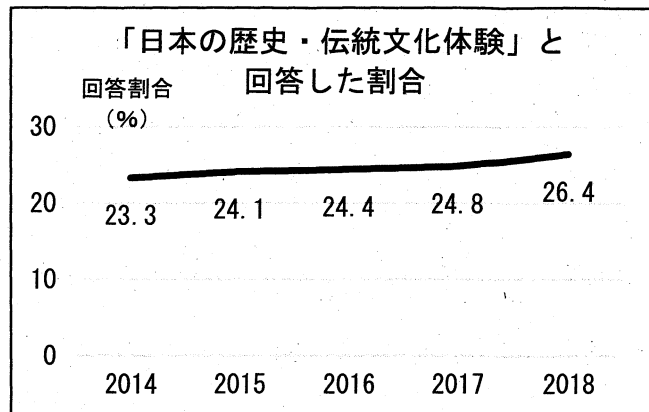
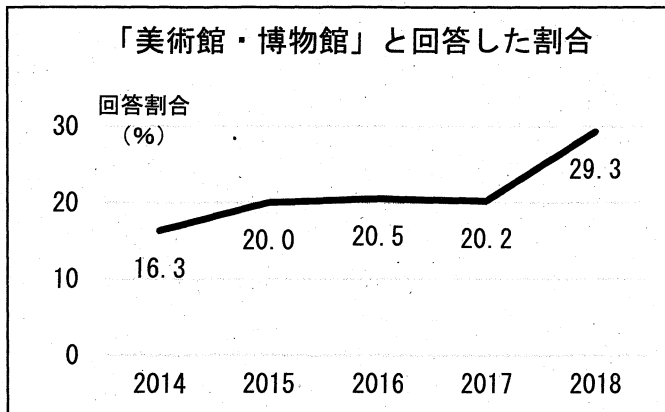


図2 外国人旅行者が滞在中に経験したこと

観光庁「訪日外国人の消費動向」

数の上位として、国立科学博物館266万人、国立新美術館261万人、金沢21世紀美術館258万人、お台場チームラボ231万人、東京国立博物館214万人を、動物園では東京都恩賜上野動物園496万人、名古屋市東山動植物園254万人を、水族館では沖縄美ら海水族館372万人、海遊館277万人をそれぞれ挙げている。こうした100万人規模での入館者があるのは一部の館に限られ、博物館政策全体への影響は一部と思われるかもしれない。しかしながら、100万人規模でなくとも、10万人単位で来館者を迎える館まで広げれば対象はずっと広がってくる（例えば、年間10万人以上の来館者を有する博物館は全体の16.6%に達する）（8頁の表）。

一方、観光政策における外国人受入について言及すると、まず、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月閣議決定）において、「訪日外国人旅行者数を令和2年に4,000万人、令和12（2030）年に6,000万人とする目標等を達成し、観光立国を実現するため、各省庁、民間、各地域が一体となって施策を実行する」とされている（訪日外国人旅行者数は、平成30年に約3,200万人）。

観光立国推進基本計画（平成29年3月閣議決定）では、「個人旅行の増加等旅行形態の多様化、『爆買い』とも呼ばれる訪日外国人旅行者の消費行動に代表される『モノ消費』から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する『コト消費』への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズは日々変化し続けている」と述べており、訪日外国人旅行者の文化観光に対するニーズが高まっていることを挙げている。「コト消費」としての文化体験、とりわけ博物館での体験という観点では、国外からの来訪者のうち博物館・美術館に来訪した者が平成26（2014）年の16%から平成30年の29%（観光庁「訪日外国人消費動向」）に増加している（図2）。「日本の歴史・伝統文化体験」を経験したと回答した者も、同時期に23%から26%に増加した。地域の博物館には、多言語解説や楽しめるコンテンツの整備に

よって、多くの外国人を集客しているところも少なくなく、そうした取組の反映と言える。

こうした博物館政策と観光政策が交差する活動が、観光関係者からの関心を持たれていることについて、博物館政策に携わる者として、今後の博物館政策の一層の拡大のきっかけと受け止めたいと考えている。

4. 新たな博物館政策と観光政策の連携事業

(1) 文化観光の今後の方向性及び目標

博物館と観光の論点は多岐にわたる。その中で、前述のとおり、文化庁から博物館への支援のうち代表的な「地域と共働した創造活動支援事業」により観光や地域づくりとの連携も可能である。加えて、平成30年度から「博物館を中核とした文化クラスター形成事業」を通じて、各地の博物館が文化クラスター（文化集積拠点）として、地域の産業界や観光事業者などとの連携を深める活動を支援している。

前述の「文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議」では、こうした既存事業をさらに発展させた新事業が考えられるのではないかと、この観点から検討を進めている。すなわち、博物館などの文化施設のうち、観光施策との連携に意欲があり、積極的な取組を行う施設を「文化観光拠点施設」（仮称）としてとらえ、こうした文化観光拠点施設が、その機能を一層強化する構想を持つ場合に、国からのきめ細かな支援（予算、税制、手続きの簡素化や助言等）を講じることで、我が国の文化の振興、観光の振興の双方に資するモデルをつくりあげることが考えられる。加えて、より面的な観点から、文化観光拠点施設へのアクセスも含めた利便性の向上や、地域の総合的・一体的な受入を進める「文化観光を推進する地域」の形成も考えられる。

この場合の「文化観光拠点施設」は、様々な年齢層、多様な国籍や文化背景をもつ者など国内外の幅広い来訪者に文化資源の価値をわかりやすく伝えていく施設

であることをミッションとして明確にしていることを前提に、以下の①～⑥の活動を行う施設であることが想定される。

①博物館のコレクションやコンテンツの魅力に関する こと

文化、歴史、自然に係る文化資源に関して、調査研究を着実に実施しながら、コレクションの充実、展示内容の更新、他の施設等からの作品貸与などを通じ、一定の期間ごとに新しい発信を行っていく。

また、それぞれの地域の特色を活かし、地域住民が親しみをもち、共に楽しむことができる企画なども実施し、リピーター率を確保しながら、多くの来訪者の受入と博物館への理解の促進を目指す。

②文化への理解を深めることができる分かりやすい解説や展示の工夫に関する こと

様々な文化資源の価値を伝えるため、収蔵品の魅力をわかりやすく解説・紹介し、国内外からの来訪者が、我が国や各地域の文化、歴史、自然への理解を深め、楽しむことができることに重点を置く。

加えて、そうした理解を助けるための映像コンテンツやVR（仮想現実）、AR（拡張現実）を活用した体験型展示、多言語での展示解説、オーディオガイドの導入、通訳案内士の活用、ガイドツアーの導入などにより、国内外の来訪者の満足度を高めることを目指す。

③文化施設だけでは取り組めない来訪者のアクセス向上に関する こと

国内外の来訪者の移動の利便性向上のため、文化観光拠点施設と交通事業者との連携を通じて、様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した移動により、快適で満足度の高い来訪の実現を目指す観点も大事になる。また、チケットのネット購入のためのシステムやWi-Fi整備など来館者の利便性確保も求められる。

④文化施設内や周辺地域における環境に関する こと

ミュージアムカフェやミュージアムショップ等を充実し、施設内外での飲食、買い物、休憩などを来訪者が楽しめ、文化とそれを育んできた地域へのより一層の理解や親しみを深める工夫を行うことを目指す。

⑤文化施設の魅力の発信と、幅広く来訪者を惹きつける戦略や効果的なプロモーションに関する こと

国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを提供できるよう、文化観光拠点施設が自ら情報提供したり、地元地方公共団体による情報提供したりすることに加え、情報提供に知見を有する事業者、特に、海外への宣伝に多くの知見を持つ日本政府観光局（JNTO）との連携により、積極的な海外への情報発信、海外プ

ロモーションを行い、外国からの来訪者の呼び込みを目指す。

⑥事業に必要な施設設備の整備に関する こと

上記を実施する際に必要な施設や設備の更新、Wi-Fiの設置やバリアフリーを進め、来訪者に優しい観覧環境を目指す。

(2) 国における支援

「文化観光拠点施設」や「文化観光を推進する地域」が計画に基づいた活動を行う場合に、国によるきめ細やかな対応を講じることとし、具体的には、予算、税制、手続きの簡素化による支援や助言等を行う検討を進めている。

①予算

博物館のコレクションの充実、展示改修、学芸員を含めた人材の確保、多言語解説、多言語による情報提供、Wi-Fiの設備整備、キャッシュレス、バリアフリーの施設整備、国等が所蔵する地域ゆかりの文化資産を活用した展示の支援などを行う。前述の「博物館クラスター推進事業」や「地域ゆかりの文化資産展示支援」を想定している。

加えて、空港や港からの経路や地域における、切れ目ない多言語案内、Wi-Fi、キャッシュレス、バリアフリー等への支援を行う。

②税制

「企業版ふるさと納税」の制度などを活用して、企業からの寄附を通じた資金流入を促進する。また、文化観光拠点施設のコレクションの充実を図るために必要な税制上の措置を導入する。

③手続きの簡素化等

郊外にある文化観光拠点施設等の利便性を高めるため、共通乗車船券の発行や、バス、船便の増便の手続きの簡素化を行う。

文化観光拠点施設の周辺にある都市公園、道路、港湾において、オブジェ等の設置の際の手続きの円滑化を行う。

地方公共団体が文化財の専門的な調査を行い、価値があると認められた場合に、文化財登録原簿への登録の提案を可能とする。

④独立行政法人等による助言・支援

国立博物館等による文化への理解の促進に関する助言や、日本政府観光局（JNTO）による海外向けプロモーションを実施する。

本稿執筆時までに、上記の検討が進められており、引き続き博物館の多様性を念頭に置きつつ、一層の政策の具体化を進めていきたい。

（えのもと・つよし）

博物館研究 Vol.55 No.2 通巻620号 毎月1回25日発行

編集発行人：公益財団法人 日本博物館協会
〒110-0007 東京都台東区上野公園12-52 黒田記念館別館3階
TEL：03-5832-9108 FAX：03-5832-9109
郵便振替口座：00190-3-80123 無断転載禁
URL：http://www.j-muse.or.jp/ E-mail：webmaster@j-muse.or.jp
編集委員：斎藤靖二 小川義和 神庭信幸 斎木健一 高橋 修
錦織一臣 林 克彦 船越幹央 山本哲也 半田昌之
印刷：日本印刷株式会社 TEL：03-5911-8660

MUSEUM STUDIES Vol.55 No.2 2020

The monthly bulletin of Japanese Association of Museums
3F, Annex to Kuroda Memorial Hall, 12-52 Ueno-Park,
Taito-ku, Tokyo 110-0007, Japan
Copyright 1984 by Japanese Association of
Museums and individual Contributors.
All rights reserved.